

# 新型コロナウイルス感染症に係る 固定資産税の軽減について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一定の要件にあてはまる場合、固定資産税の軽減措置を受けられます。

## ▶ 対象者

- (1) 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
  - (2) 資本金の額か出資金の額が1億円以下の法人
  - (3) 資本や出資を有しない法人のうち、従業員数が1,000人以下の法人
- ※いずれも大企業の子会社を除く

## ▶ 軽減の対象

設備等の償却資産及び事業用家屋に対する令和3年度固定資産税

※事業用であっても、土地は**軽減対象外**となります。

## ▶ 軽減の要件・割合

会計帳簿等で令和2年2月～10月までの任意の連続する3月の期間の事業収入の合計が前年同期比で次の減少率となっていること。

- (1) 前年同期間と比べて、30%以上50%未満減少している者：1/2軽減
- (2) 前年同期間と比べて、50%以上減少している者：全額免除

## ▶ 申告方法

認定経営革新等支援機関等から本制度の適用要件について確認を受けた後、潮来市役所税務課へ必要書類を提出してください。

※「認定経営革新等支援機関等」とは

税務、財務等の専門知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機構などのことです。

(税理士、公認会計士、中小企業診断士、商工会等)

## ▶ 必要書類

- ①軽減の申告書（認定支援機関の確認印が押されたもの）
  - ②収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）
  - ③特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書など） 等
- ※②及び③は、認定支援機関へ提出した書類と同じものを提出してください（コピー可）。

## ▶ 申告の時期

受付期間：令和3年1月4日（月）から2月1日（月）まで

## ▶ 申告書様式

潮来市役所税務課の窓口かホームページにて取得してください。

【申告先・お問合せ】 税務課 税務グループ ☎63-1111 内線135・136